

## 北朝鮮を原産地又は船積地域とする貨物の二号承認制への追加について

### 輸入注意事項18第16号 (18.10.13)

平成18年10月13日付け経済産業省告示第308号(輸入公表の一部を改正する告示)により、輸入公表の二の表の第1の北朝鮮の項に掲げられた貨物については、平成18年10月14日以降二号承認を受けるべき貨物となりました。

このため、平成18年10月14日以降の当該貨物の輸入については、平成18年10月13日までに、税関長に対して関税法第67条の規定に基づき輸入申告、同法第43条の3第1項の規定に基づき蔵入承認申請、同法第62条において準用する同法第43条の3第1項の規定に基づき移入承認申請、同法第62条の3第1項の規定に基づき展示等申告、同法第62条の10の規定に基づき総保入承認申請又は同法第76条第3項の規定に基づき通知がなされていない場合は、輸入貿易管理令第4条第1項第2号の規定に基づき経済産業大臣の輸入の承認を受けなければなりません。外国為替及び外国貿易法第10条の規定に基づき閣議決定により輸入禁止措置をとるため、輸入承認は行いませんので注意してください。